

第12 建設業関係

第12 建設業関係

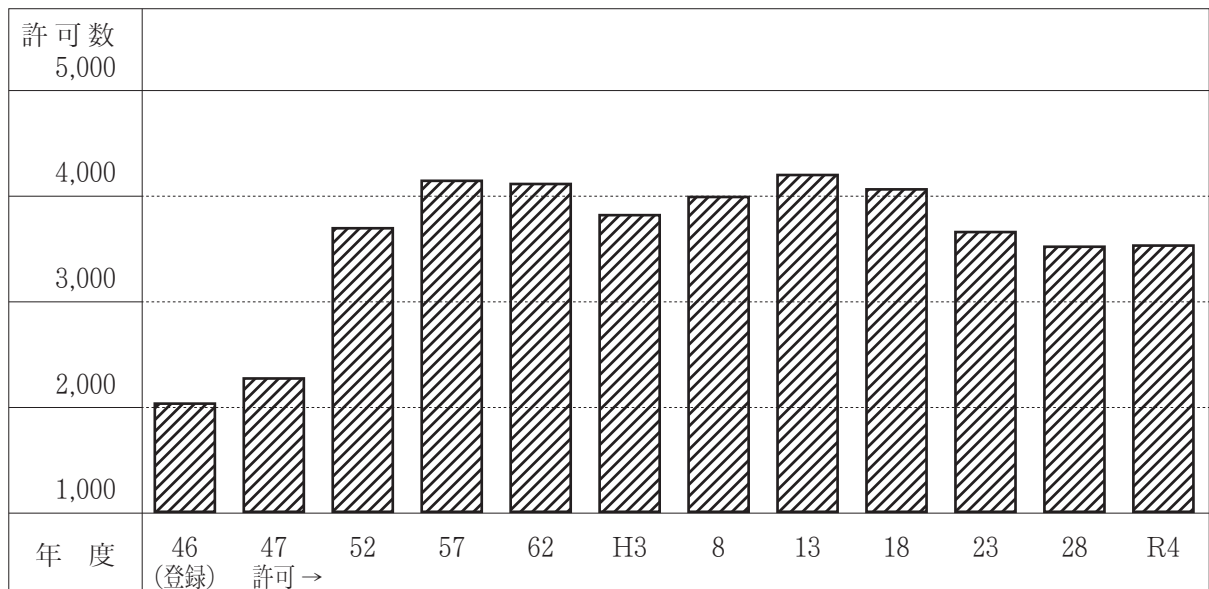
1 建設業者の現況

本県の建設業者（建設業法に基づく許可業者）は、昭和46年3月末（登録時）2,024業者であったが、平成16年度の4,280業者をピークに、建設投資の減少など建設業を取り巻く厳しい経営環境を反映し減少する傾向にあり、令和5年3月末には、3,534業者（知事許可業者3,501、大臣許可業者33）となっている。

また、資本金1億円未満の業者が99.7パーセントであり、ほとんどが中小企業で構成されている。

本 県 許 可 業 者 の 推 移

年 度	46 (登録)	47 (登録及 び許可)	52	57	62	H 3	8	13	18	23	28	R 4
大臣許可	29	33	27	31	34	33	40	41	38	27	30	33
知事許可	1,995	2,229	3,657	4,102	4,069	3,775	3,940	4,147	4,014	3,621	3,479	3,501
計	2,024	2,262	3,684	4,133	4,103	3,808	3,980	4,188	4,052	3,648	3,509	3,534
伸び率(%)	100	112	182	204	203	188	197	207	200	180	173	175



経 営 事 項 審 査 受 審 業 者 数 調

年 度	46	47	52	57	62	H 3	8	13	18	23	28	R 4
受審業者数	995	1,090	1,565	1,622	1,728	1,811	2,093	2,131	1,905	1,589	1,532	1,423
伸び率(%)	100	110	157	163	174	182	210	214	191	160	154	143

2 建設産業活性化支援

地域のインフラ整備や災害時には最前線で県民の安全・安心を担う「地域の守り手」として建設産業の活性化を進めるため、技術力・経営力の向上、持続的な発展に必要な人材の確保などを目指す建設業者に対し支援を行っている。

(1) 建設業相談窓口の設置

建設業対策室内に専任の相談員を配置し、年間を通じて建設業者の相談に応じている。

(2) 産学官連携建設産業振興事業

防災・減災対策やインフラの老朽化対策の中心となる建設産業が持続的に発展できるよう、産学官が連携した取り組みを行う。

- 事業内容
- ① 建設産業担い手確保・育成産学官連携会議の開催
 - ② 建設企業インターンシップの実施
 - ③ 建設産業の担い手確保・育成に向けた現場見学会や説明会等の実施
 - ④ 働きやすい環境整備や離職防止に向けた会議や意見交換会の開催